

○帯広市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成16年7月8日規則第43号

改正

平成17年3月30日規則第30号

平成20年9月11日規則第50号

平成21年12月25日規則第44号

帯広市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、帯広市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第37号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(公募方法)

第2条 条例第2条の規定による指定管理者の公募は、市役所前の掲示場に掲示して行うほか、少なくとも次の方法のいずれかにより行うものとする。

(1) インターネットホームページへの掲載

(2) 帯広市広報紙への掲載

(申請資格)

第3条 申請しようとするもの（法人以外の団体の場合はその代表者）が次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第2条第2号に規定する申請資格を有しないものとする。

(1) 法律行為を行う能力を有しないもの

(2) 破産者で復権を得ないもの

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されているもの

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあるもの

(5) 指定管理者の指定を管理の委託とみなし、自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に該当するもの

(6) 帯広市税並びに市町村税（団体等の主たる事務所がある市町村に納付すべきものに限る。）並びに消費税及び地方消費税を滞納しているもの

(7) 社会保険料（団体等の主たる事務所を所轄する年金事務所に納付すべきものに限る。）を滞納しているもの

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行っている団体（以下「暴力団等」という。）であるもの

(9) 代表者又は役員が暴力団等の構成員その他指定管理者としてふさわしくないものであるもの

2 前項に掲げるもののほか、施設の性格、規模及び機能に応じ必要とする申請資格については、市長が別に定める。

(申請書等)

第4条 条例第3条に規定する指定管理者の指定申請は、第1号様式により行うものとする。

2 条例第3条第1号に規定する申請資格を有していることを証する書類は、申請資格に関する申立書（第2号様式）のほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 法人の場合は定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

(2) 法人以外の団体の場合は代表者の身分証明書、登記されていないことの証明書、会則及び構成員名簿

3 条例第3条第4号に規定する経営状況を説明する書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 当該団体の前事業年度の収支（損益）計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類

(2) 当該団体の現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類
(選定委員会の設置)

第5条 指定管理者の選定を公平かつ適正に行うため、指定管理者制度を採用する公の施設の管理を行う部に指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は市長が別に定める。

(選定結果の通知)

第6条 条例第6条に規定する指定管理者の候補者の選定結果の通知は、第3号様式により行うものとする。

(指定の通知)

第7条 条例第7条第1項に規定する指定管理者の指定の通知は、第4号様式により行うものとする。

(委任)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月30日規則第30号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月11日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年12月25日規則第44号）

この規則は、平成22年1月1日から施行する。